

富山県営水力発電所 2 箇所の F I T 特定卸供給に係る仕様書

1 適用

本仕様書は、富山県営水力発電所 2 箇所（以下「本発電所」という。）の F I T 特定卸供給に適用する。

2 内容

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）により認定を受けた本発電所が発電する電力のうち、発電所内の消費電力等の必要電力（以下「所内消費電力」という。）を除いた全てを、再エネ特措法第 18 条第 1 項の規定に基づき一般送配電事業者が定めた再生可能エネルギー電気卸供給約款における再生可能エネルギー電気特定卸供給（以下「F I T 特定卸供給」という。）により、富山県企業局（以下「企業局」という。）と F I T 特定卸供給承諾契約（以下「本契約」という。）を締結した者（以下「契約者」という。）に供給するものとし、契約者は企業局に電力付加料金を支払うものとする。

3 対象発電所

別紙 1 「発電所一覧」のとおり。

4 期間及び電力量

(1) 供給期間

令和 9 年 4 月 1 日 0 時から令和 10 年 3 月 31 日 24 時まで（1 年間）

(2) 予定供給電力量

ア 令和 9 年 4 月から令和 10 年 3 月までの予定供給電力量 107,300,000kWh

イ 令和 9 年 4 月から令和 10 年 3 月までの月別予定供給電力量は、別紙 2 「月別の予定供給電力量」のとおり。

ウ 一般水力発電所は気象状況等により発電電力量が変動するため、予定供給電力量を保証するものではない。

エ 自然影響、保守点検作業、機器故障等により年間供給電力量に変動が生じてても、企業局は発電した全量を供給し、契約者は全量の供給を受けるものとする。

(3) 発電停止予定

ア 令和 9 年 4 月から令和 10 年 3 月までの発電停止予定は、別紙 3 「発電停止予定」※のとおり。

イ 設備停止作業は予定であり、日時等を確定するものではない。

(4) 発電電力量実績

ア 過去 10 年間の月別売電電力量実績は、別紙 4 「月別の売電電力量実績」※のとおり。

イ 過去 10 年間の電力量達成率は、別紙 5 「電力量達成率」※のとおり。

ウ 過去 3 年間の 1 時間毎の売電電力量実績は、別紙 6 「1 時間毎の売電電力量実績」※のとおり。

※ 本資料は、様式集及び記載要領に定める守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に貸与する。

5 発電計画

(1) 発電計画の作成

企業局は、一日の運転パターン及び電力量予測（以下「発電計画」という。）を作成する。なお、契約者の都合による運転計画の変更は行わない。

(2) 発電計画の通知

企業局は契約者に対し、発電計画を電子メール等にて通知する。

通知期限等は、以下のとおりとするが、詳細は協議により決定する。

ア 通知期限 毎日 10 時まで

イ 通知内容 当日 10 時～24 時の 30 分毎の発電電力

翌日 0 時～24 時の 30 分毎の発電電力

ただし、気象状況等により発電電力量が変動することから、通知した発電計画と実績値とが相違する場合がある。

6 発電の停止および電力量の変更

企業局は、発電計画の通知以降において、次に掲げる事由等により発電の開始、停止又は電力量の変更をできるものとする。

なお、企業局は可能な範囲において、発電停止時間の縮小や事前の通知に努める。ただし、発電所の施設や設備の突発的な故障や急激な出水などにより発電停止した場合は、事後速やかな通知に努める。

(1) 発電所の施設や設備の故障

(2) 取水する河川の流量変動やダムに流入する流量変動（ダム放流量の変動を含む）

(3) 取水設備への塵芥付着等による取水水量の変動

(4) 河川管理者、利水関係者（土地改良区、水道用水供給事業者等）からの要請

(5) 送配電事業者が管理する流通設備の故障

(6) 電力広域的運営推進機関からの指示

(7) 送配電事業者からの指示・要請

(8) 災害等が発生又は発生するおそれがある場合

(9) 公衆保安確保に関する要請

(10) 警察機関、消防機関、水防機関からの要請

(11) その他保安上の必要がある場合

7 設備の保守点検、修繕等に伴う発電停止

企業局は、発電所の施設や設備の機能を維持するため、保守点検、修繕等（以下「点検等」という。）により発電を停止することがある。その場合、原則として、企業局は発電停止日時等を契約者へ事前に通知する。

ただし、送配電線の停電及び発電設備の故障もしくは不具合により、緊急に点検等を行うために発電停止する場合には、企業局は速やかにその内容を契約者へ通知する。なお、通知の方法等は協議により別に定める。

8 設備の更新及び修繕等に伴う発電停止予定

設備の更新及び修繕等に伴う発電停止予定を4(3)に示す。企業局は可能な範囲において、発電停止時間の縮小に努める。

9 電力付加料金

(1) 電力量の算定

ア 計量器の検針は、一般送配電事業者の託送供給等約款に基づき行うものとする。

イ 計量器に故障等が生じた際には、直ちに相手方にこれを通知するものとし、この故障等の時間内における電力量の算定は、その都度、企業局と契約者との間で協議するものとする。

(2) 電力付加料金の算定

契約者が企業局に支払う毎月の電力付加料金は、原則として次に定める算定方法による。なお、単位は1円とし、その端数は切り捨てる。

電力付加料金＝当該月の供給電力量×電力付加料金単価＋消費税等相当額

(注) 消費税等相当額とは、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課される消費税及び地方税法（昭和25年法律226号）の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。なお、消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。

(3) 電力付加料金の支払い

原則として、企業局は(2)により算定した電力付加料金を(1)アに定める検針日の当月11日（当該日が富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日）までに契約者に請求し、契約者は、当該月の21日（休日に当たるときは、その翌日）まで（以下「支払期日」という。）に企業局に支払うものとする。ただし、これによりがたい場合は、企業局及び買受人が協議のうえ支払期間と異なる期間を定めることができるものとする。

なお、契約者は、支払期日までに料金を納付しない場合は、当該支払期日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該電力付加料金の未払金額について年14.6%（当該支払期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算した延滞損害金を企業局に支払わなければならない。

10 F I T特定卸供給の手続き

(1) 発電量調整供給契約等の締結

契約者は、本F I T特定卸供給が遅滞なく行えるよう、速やかに契約者の負担で一般送配電事業者に対しF I T特定卸供給契約、及び一般送配電事業者の託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約等、必要な契約の締結及び事務手続きを行い、契約書等の写

しを企業局へ提出すること。

(2) F I T 特定卸供給の承諾

本契約の締結後、企業局は一般送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づき、対象施設の電力を一般送配電事業者が契約者に卸供給することを承諾する。

11 その他

(1) 取引用計量器からの通信線等の接続

契約者の希望により、本発電所の所内に設置した取引用計量器の計量データを必要とする場合は、事前に一般送配電事業者と実現の可否を協議することとし、協議の結果、実施することとなった場合は、事前に企業局の承諾を受けたうえで、工事を行うことができるものとする。ただし、本契約が満了又は解除した場合は速やかに設備等の撤去及び原状回復を行うものとする。このための設置及び撤去に係る費用は、全て契約者の負担とする。

(2) 契約期間満了時における引継ぎ事務

契約者は、この契約の期間満了又は解除があった場合には、次に企業局と契約を締結する者に対して、名義の変更、託送供給の契約等における必要な事務を遅滞なく行うものとする。

(3) 非化石証書の優先割当

F I T 非化石市場において当該発電所のトラッキング付き非化石価値の優先割当を受けることができるものとする。なお、非化石証書取得のための諸手続きは契約者が行うものとし、取得等に係る費用は、全て契約者の負担とする。

(4) インバランス対応等

ア 契約者が、インバランスに関する対応（バランシンググループ形成、インバランス調整、インバランス料金の負担など）を行うものとする。

イ 企業局が通知した発電計画と発電実績値の間に差分が発生した場合であっても、契約者は、企業局に対してインバランス料金の請求は行わないものとする。

(5) 運用申合書の作成

企業局及び契約者は、電力の受給に関する運用を円滑に行うため、発電計画や停止計画、連絡体制などの必要事項を定めた申合書を双方協議のうえ作成、取り交わす。

(6) 県産再エネの地産地消、P R

ア 契約者は、本F I T 特定卸供給により供給した電力を富山県内に供給するよう努めるものとする。

イ 契約者は、本F I T 特定卸供給の内容やこれに伴う取組みを公表するなどして、県産再エネ価値のP Rを行うものとする。

ウ 契約者は、上記アイ及び非化石証書の活用について、実施内容を企業局と協議し、実施計画書を作成するものとする。また、契約者は企業局の求めに応じて実績報告を行うものとする。

エ 契約者が、県産再エネ価値を求める企業向けの環境価値を付加した料金メニュー等、本契約に関連した取組みを希望する場合は、契約者は企業局と協議を行うものとする。

る。

(7) 守秘義務

- ア 契約者は、本契約上、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- イ 契約者は、本契約上、企業局から貸与された情報その他知り得た情報を当該業務を遂行する者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- ウ 契約者は、当該業務に関して企業局から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- エ 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、企業局の許可なく複製・転送等しないこと。
- オ 契約者は、当該業務で取り扱う情報を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ企業局の承諾を得たときはこの限りでない。
- カ 契約者は、本契約満了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、企業局への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- キ 契約者は、当該業務の遂行において貸与された企業局の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに企業局に報告するものとする。
- ク 本契約による事務の処理に関し、情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、契約者が負担するものとする。

(8) 個人情報の保護

契約者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、契約書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

12 定めのない事項等の処理

この仕様書に定めのない事項、又は、この仕様書の内容に疑義が生じた場合は、企業局と契約者との協議により定めるものとする。